

◎建築物 定期報告の対象となる要件と報告年度（政令及び福岡市で指定するもの）

○建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物で、下表の用途・規模に該当する場合、定期報告の対象となります。

	用途	規模（いずれかに該当するもの）	報告年度		
			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場（公会堂、集会場は④を除く）	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③劇場・映画館・演芸場で、主階が1階でないもの ④当該用途の床面積が300㎡を超えるもの	-	○	-
2	病院	①当該用途が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③階数が3以上で、当該用途の床面積が300㎡を超えるもの	○	-	-
	診療所（患者の収容のあるものに限る）	①当該用途が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③階数が3以上で、当該用途の床面積が300㎡を超えるもの	-	○	-
	ホテル、旅館	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③地階又は3階以上の階に当該用途があり、当該建築物のその用途の床面積が300㎡を超えるもの	-	-	○
	高齢者、障がい者等の就寝の用に供するもの（グループホーム、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等）	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの	○	-	-
3	体育館、博物館、美術館、図書館、ホッケー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に付属する当該用途は除く）	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの	-	-	○
4	百貨店、マーケット、物品販売を営む店舗、展示場（展示場は④を除く）	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの ④地階又は3階以上の階に当該用途があり、当該建築物のその用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	○	-	-
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの	-	-	○
5	地下街	居室の床面積が1,500㎡を超えるもの	-	○	-
6	共同住宅	5階以上の階のいずれかの階における当該用途が100㎡を超えるもの	東区 城南区 早良区	博多区 南区	中央区 西区

※ 1の公会堂及び集会場並びに 3、4の用途 について、当該用途の部分が避難階のみにあるものは対象外です。

◎建築設備、防火設備 定期報告の対象となる要件と報告年度（政令及び福岡市で指定するもの）

対象要件	報告年度		
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
上記 1 ～ 5 に掲げる規模の建築物に付属する建築設備、防火設備			
病院、有床診療所、高齢者、障がい者等の就寝の用に供するもの（グループホーム、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等）で、上記 2 の規模未滿かつ当該用途の床面積の合計が200㎡以上ある建物に付属する防火設備	○	○	○

【報告の周期】

○建築物は3年に1度

○建築設備等は、1年に1度

- ・ 建築設備（排煙設備・換気設備・非常用照明）
- ・ 防火設備（随時閉鎖式の防火扉など）
- ・ 昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機）
- ・ 遊戯施設

※検査済証の交付を受けた直後の第1回目の報告は免除されます。

※小荷物専用昇降機の報告開始年度は平成30年度です。

※エレベーター、エスカレーターには、段差解消機、いす式階段昇降機、動く歩道を含みます。

※昇降機等の内労働安全衛生法の規定による性能検査を受けるもの、ホームエレベーター等の住宅の専用部分に設置されたもの、又はテグリュアの®小荷物専用昇降機は定期報告の必要はありません。

【調査・検査の資格者】

- ・ 建築物：1級建築士、2級建築士、特定建築物調査員
- ・ 建築設備：1級建築士、2級建築士、建築設備検査員
- ・ 防火設備：1級建築士、2級建築士、防火設備検査員
- ・ 昇降機等：1級建築士、2級建築士、昇降機等検査員

